

令和8年4月1日  
資源循環局事業系廃棄物対策課

「一般廃棄物処理業許可基準等要綱の一部を改正する要綱案に対する意見公募について」に対して寄せられた御意見について

一般廃棄物処理業許可基準等の一部を改正する要綱案について、令和8年1月27日から同年2月27日まで意見公募したところ、1件の御意見及び2件の御質問をいただきました。

お寄せいただいた御意見及び御質問と、それらに対する本市の考え方について別紙にとりまとめましたので、公表いたします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見のうち同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見公募の対象となる事項についてのみ考え方を示しております。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

別 紙

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>本改正について賛成いたします。</p> <p>一般廃棄物と産業廃棄物の車両兼用を可能とする見直しは、社会経済状況および業界環境を踏まえた合理的かつ時代に即したものであると考えます。速やかな実施を強く要望いたします。</p> <p>【賛成の理由】</p> <p>(1) 近年、運転手不足や燃料費・車両維持費の高騰により、廃棄物処理業の経営環境は厳しさを増しています。専用車両規定により車両を重複保有せざるを得ない現状は、稼働率の低下や管理コスト増大を招き、非効率な運営の要因となっています。車両兼用が可能となれば、車両台数の適正化及び人員の有効活用が図られ、安定した収集体制の維持に繋がるものと考えます。また、不要な車両削減は CO<sub>2</sub>排出削減にも寄与し、市の脱炭素方針にも合致します。</p> <p>(2) 原稿要綱は昭和 46 年制定であり、当時と比較して廃棄物の分別体制や収集実態は大きく変化しております。本改正は、現状に即した制度の合理的な見直しであると考えます。</p> <p>(3) 適正処理は既存の許可制度等で十分担保可能であり、車両兼用を認めることにより支障が生じるものではないと考えます。</p>	<p>当初の予定どおり改正いたしました。</p>
<p>現在登録している産業廃棄物収集運搬車両および一般廃棄物収集運搬車両について、相互に登録が可能となるとの理解で相違ないか、ご教示いただきたい。</p>	<p>本制度は産業廃棄物収集運搬車両及び一般廃棄物収集運搬車両の登録を相互に行ったうえで兼用利用していただくといった運用になります。</p> <p>ただし、現在産業廃棄物収集運搬車両として登録して</p>

	<p>いる車両を本市一般廃棄物収集運搬車両としても登録を行う際は、本要綱の別紙1「車両表示仕様書」に規定のとおり、一般廃棄物処理業の許可表示及び業者名を直接塗装していただく必要があります。</p>
<p>産業廃棄物許可を持つ一般廃棄物許可車両の市外搬出について、今後の予定があればご公表いただきたい。</p>	<p>現在、本市外での使用を許可する予定はありません。</p>